

## 電力需給契約約款

### (総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書、内訳書（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする電力需給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### (法令上の責任)

第2条 受注者は、関係法令の規定を守らなければならない。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

### (契約の変更)

第4条 発注者は、特に必要がある場合には、受注者と協議して契約内容を変更し、又は電力需給を中止することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者は協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

### (経済情勢等による変更)

第5条 契約期間内の経済事情の激変又は予期することのできない異常な理由の発生に基づき、契約内容が著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者が協議の上、契約内容を変更することができる。

### (計量及び検査)

第6条 計量日時は一般送配電事業者の定めに準ずるものとし、受注者は計量日に計量器に記録された値の読みにより使用電力量を算定し、発注者の指定する職員等の検査を受けなければならない。

### (電気料金の算定)

第7条 電気料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とする。

2 基本料金は、契約電力に基本料金単価を乗じて算定し、力率割引又は割増しを行う。

3 電力量料金は、計量期間にかかる使用電力量に電力量料金単価を乗じて算定する。

4 基本料金単価、電力量料金単価は契約書に定めるものとする。

2 契約電力は次の各号に定めるところによる。

- (1) 契約電力500キロワット以上の場合、及び特別高圧供給の場合の契約電力は、使用する負荷設備及び受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、発注者と受注者との協議によって定める。なお、適当と認められるときは、受注者は、供給開始の日から1年間、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることができる。
- (2) 契約電力500キロワット未満の場合、各月の契約電力は、その1月の最大需用電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、新たに電気の供給を受ける場合、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

#### (電気料金の支払)

第8条 受注者は、第6条に定められた計量後、速やかに適法な請求書をもって各月毎に電気料金を請求することができる。なお、請求書は紙媒体とする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に電気料金を受注者に支払うものとする。
- 3 支払期日までに該当月の電気料金が支払われなかった場合は、支払期日の翌日から起算して支払を実施した日までの日数に応じ、発注者は受注者の請求金額に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づく利率の割合で計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。

#### (発注者の任意解除権)

第9条 発注者は、電力需給が開始されるまでの間は、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (発注者の催告による解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、電力需給開始の期日を過ぎても電力需給が行われないうとき。
- (2) 契約の履行に当たり発注者の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) この契約の締結に係る入札その他この契約の前提となる行為において、受注者に法令等に違反する不正の事実があったことが明らかになったとき。
- (5) この契約に定めた事項に違反したとき。

#### (発注者の催告によらない解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約の電力供給ができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の電力供給の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

- (5) 前各号で掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (6) 第18条又は第19条各号のいずれかの規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
  - (7) 暴力団
  - (8) 暴力団員
  - (9) 役員等が暴力団員であるなど暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人又は法人等
  - (10) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
  - (11) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している個人又は法人等
  - (12) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
  - (13) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
  - (14) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- 2 発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

#### **(賠償額の負担)**

第12条 受注者は、この契約に関し、自己の責に帰すべき事由により電力供給の停止等のため発注者に損害(第三者に及ぼした損害を含む。)を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 前項の規定による損害賠償の額は、当該日から契約期間満了までにかかる予定使用電力量等に契約書に定める契約単価と新たに契約することとなった電力供給先との契約単価との差額を乗じて得た額とする。

3 前項の規定によらない損害賠償の額は、発注者と受注者が協議の上、これを定める。

#### **(不当介入への対応)**

第13条 受注者は、この契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる妨害(以下「不当介入」という。)を受けたときは、発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、不当介入に対する措置状況の報告が必要と発注者が認めるとき及び不当介入に対する措置が完了したときは、発注者に報告しなければならない。

#### **(通知義務違反による解除)**

第14条 発注者は、大垣警察署長から不当介入がある旨の通知を受けたときは、受注者に当該通知に係る内容について確認するとともに、故意に前条第1項の報告を怠ったと認めるときは、この契約を解除することができる。

#### **(違約金)**

第15条 発注者が第10条、第11条及び前条の規定により契約を解除した場合は、受注者は当該日から契約期間満了までにかかる予定使用電力量等に契約書に定める契約単価を乗じて得た額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

#### **(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)**

第16条 第10条、第11条又は第14条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。

#### **(電力供給費用等の負担)**

第17条 受注者は、この契約に基づく電力の供給その他この契約を履行するために要するすべての費用を負担するものとする。

#### **(受注者の催告による解除権)**

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

**(受注者の催告によらない解除権)**

第19条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定により、発注者が電力供給を一時中止させ又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第4条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の支払予定額の2分の1以下に減少することとなるとき。

**(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)**

第20条 第18条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前二条の規定による契約の解除をすることができない。

**(受注者の損害賠償請求等)**

第21条 受注者は、第18条又は第19条各号のいずれかの規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者が協議の上、これを定める。

**(疑義の解決)**

第22条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

**(補 則)**

第23条 この契約書に定めのない事項については、大垣市契約規則及び大垣市会計規則に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。